熱海市公募型物品見積合せ執行公告

下記の物品購入について、見積合せを行うので、熱海市会計規則及び熱海市契約規則の規定に基づき公告し執行する。

令和8年11月17日

熱海市長　　齊 藤　　栄

記

1．見積合せ執行者　　熱海市長　　齊 藤　　栄

2．見積合せに付する事項

（1） 見 積 番 号　　総（物）見積第　157　号

（2） 品　　名　　閲覧室用椅子

（3） 規 格 ・ 数 量　　別紙仕様書のとおり

（4） 納 入 場 所　　別紙仕様書のとおり

（5） 納 入 期 限　　令和9年1月29日

3．見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

（1） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（2） 熱海市入札参加資格登録の「物品役務の提供等」に登録があるもの。

（3） 熱海市内に営業所を有するもの。

（4） 熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成４年熱海市告示第４９号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

4．見積合せ仕様書等の配布方法及び配布場所

熱海市ホームページ及び熱海市総務課総務検査室による。

5．見積書提出期限　　**令和8年11月30日　　午後4時 必着**

6．見積書提出場所　　熱海市中央町１番１号　熱海市役所４階 総務課 総務検査室

電話０５５７（８６）６０３９　　FAX０５５７（８６）６０３４

7．見積書提出方法　　提出場所へ持参、郵送(信書便含む)又は、ファックスで送付して下さい。

※提出期限に間に合わないものは無効とします。（見積参加者の責任とする。）

8．**同等品の取り扱いについて**　（提出期日：　令和8年11月24日　）

仕様書に「同等品可」と表示のある物品について、同等品を選定のうえ、見積合せに参加しようとする場合は、別紙「同等品を選定する場合の手続きについて」を参照し、事前に確認を受けて下さい。

9．その他

（1） 見積書は、当市指定様式を使用すること。

（2） 総額表示（消費税込み）で見積もること。（税込金額を見積書へ記入して下さい。）

（3） 消費税を加算した金額に１円未満の端数があるときは、端数処理をした額で見積もること。

（4） 見積合せ結果は、落札業者にのみ連絡するのでご了承下さい。

（5） 落札金額等については、熱海市ホームページにて公表します。

（6） 見積書を持参又は郵送する場合は、封筒に見積番号、品名を明記すること。